



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2018年9月1日 No.15

団体交渉を通じて経営側に 労働実態と労働環境を認識させる！

申第2号「育児・介護に関する申し入れ」

申第3号「乗務員勤務制度及び賃金制度の改正に関する申し入れ」

【経営側と団体交渉で確認した主な事項】

※記載はすべて要旨

○育児・介護勤務Aの適用期間延長（要求は「小学校未入学まで」の延長）

<回答>

課題として認識しており、社会情勢、社員のニーズ、要員事情等を総合的に勘案し、検討しなければならないと考えている。

○育児・介護勤務A適用者用の育児介護行路（短時間行路）

<回答>

育児・介護勤務の対象者がいない場合は、支社企画部門や指導担当等が乗務する短時間行路は作成しない。ただし、一人でもいれば6時間の行路と6時間に満たない行路の二種類を作成する。

○当務主務に指定された主務職社員の短時間行路（要求は基本行路の枝番として作成）

<回答>

特に一般線区においては、基本行路の枝番作成を検討していく。現行では輸送総合システムに関する事など、クリアしなければならない課題がある。しかし、将来的な実施にむけて勉強していきたいと考えている。

○準備時間（要求はタブレットの授受などによる作業増加に伴う準備時間の拡大）

<回答>

「足りない」との認識はないが、本社として現場を確認する。労働時間が足りないのであれば拡大する。

○時間外労働

<回答>

指定された労働時間帯を超える時間数については、時間外労働として取扱う。時間外労働の実態があれば、上長に申告されたい。

※一例では「徐行抜粋や照合などで準備時間を超えた場合」「変行路や列車遅延などで報告書作成により所定退勤時刻を超えた場合」のほか、「行先地で変行路指示や車椅子のお客さま対応などの労働実態があった場合は超勤の可能性はある」など。

○宿泊所や詰所の環境改善

<回答>

今後も必要な箇所について整備を進めていく。宿泊所はLGBT対応としてホテルタイプへの改善を考えている。

東日本ユニオンに結集し、安全で働きやすい労働条件・労働環境をつくらう！